

別記 1

個人情報取扱事務委託基準

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が完了した後も、同様とする。

2 受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(従業者の明確化等)

第3 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、発注者が必要と認める場合においては、書面により発注者にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

2 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、この契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは発注者の承諾を得るものとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 受注者は、発注者の承諾により個人情報を取り扱う事務を第三者に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させるものとし、受注者はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受け、又は自ら収集した個人情報を発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(作業場所等の特定及び持ち出しの禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、これらの場所以外に持ち出してはならない。発注者が必要と認める場合においては、これらの場所を書面により発注者にあらかじめ報告するものとし、これを変更する場合も同様とする。

(適正管理)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受け、又は自ら収集した個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。

(資料等の返還等)

第10 受注者がこの契約による事務を処理するために発注者から提供を受け、又は自ら収集した個人情報は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(第三者等からの回収)

第11 受注者が発注者から提供を受け、又は自ら収集した個人情報を発注者の承諾を得て再委託による提供をした場合又は発注者の承諾を得て第三者に提供した場合は、受注者は、発注者の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

(報告検査等)

第12 発注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、受注者に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は受注者に対して指示を与えることができる。なお、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故の場合の措置)

第13 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この場合、発注者は、受注者に対して個人情報保護のための措置を指示することができる。

(損害賠償)

第14 受注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合は、発注者にその損害を賠償しなければならない。

(注) 「従業者」とは、受注者の組織内にあって直接又は間接に受注者の指揮監督を受けて受注者の業務に従事している者をいう。具体的には、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事、派遣職員等を含む。